別添１

警報等発表時及び地震等発生時の学校対応について

令和８年４月

1. 制定の目的

(1) 自然災害（気象・震災）に対して児童生徒及び教職員の安全を確保するため。

(2) 保護者の安心を確保するため。

(3) 児童生徒、教職員の在宅中（登校前・休日・夜間等）や在校中に災害が発生した場合や、災害に関する情報が発表された場合の登下校や休校などの措置について、できる限り事前に周知することですみやかに対応できるため。

(4) 気象庁の防災情報により、船橋市立小・中学校が臨時休業等の統一的な対応を行うことができるため。

2. 制定にあたっての基本方針

(1) 自然災害に対してどのように行動するべきか、共通理解を得る。

(2) 児童生徒、保護者及び教職員に対して、情報伝達方法を明確化することで混乱を回避する。

(3) 気象庁の防災情報に対応した行動をあらかじめ周知しておくことで、適切な行動をとりやすくする。

(4) 別紙「警報等発表時の学校対応表」「地震等発生時の学校対応表」に頼るだけではなく、校長が学区の状況を把握する。

警報等発表時の学校対応表　参照

3. 気象警報の対象地域

(1) 気象庁の防災情報で「船橋市」に発表された場合に該当する。

4. 「特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）」、「警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）」（以下、警報）の発表時における対応

(1) 登校前の対応

・午前７時に警報が発表されている場合、臨時休業とする。

・臨時休業について、原則、学校からメール配信は行わない。

・臨時休業について、教育委員会から午前７時頃に「ふなばし情報メール（臨時休業情報）」と「市ホームページ」で周知する。状況によって午前７時頃に配信や掲載できない場合がある。

(2) 登校後の対応

・登校後に警報が発表された場合には、各学校や地域の状況に応じて中学校区の校長が適切な措置を講じる。ただし、安全が確保されるまで児童生徒は下校させない。

・学校に待機をさせる場合なども含め、保護者に学校の対応をメール配信などで連絡をすること。停電や通信障害により連絡できない可能性がある。

※「波浪特別警報」、「高潮特別警報」、「波浪警報」、「高潮警報」、「雷注意報」、「竜巻注意情報」が発表された場合には、各学校や地域の状況に応じて中学校区の校長が適切な措置を講じる。

※午前７時以前に登校をしなければならない部活動の朝練習等が計画されている場合には、学校長は、前日の下校までに気象情報を的確に把握し、中止等の判断をする。

※休日の教育活動についても同様の対応とする。
※遠足、修学旅行、体験学習等、原則として延期・中止とするが、該当地（目的地）に警報が発表されておらず、気象情報や関係機関の情報から、出発を遅らせる措置などを講じることで安全が確保される場合には、校長の判断で実施することができる。（旅行会社等との契約においては、天候等に伴う中止等について確認しておく）

地震等発生時の学校対応表　参照

5.　地震等の対象地域

(1) 気象庁の防災情報で「船橋市」に震度５弱以上が発表された場合に該当する。
※震度計の不具合等により、万一、市内の震度が計測、発表されなかった場合は、隣接市（市川市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市、白井市）のいずれかの市の最も高い震度を基準に判断する。

(2) 気象庁の防災情報で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に該当する。

(3) 気象庁の防災情報で「東京湾内湾」に大津波警報と津波警報、津波注意報が発表された場合に該当する。

6.　「震度５強以上」「大津波警報」「津波警報」における対応

(1) 登校前の対応
・児童生徒の登校前で「震度５強以上」「大津波警報」「津波警報」が発表された場合は、臨時休業とする。
・学校から保護者へ安否確認や再開等について必要に応じて連絡する。
・臨時休業について、非常参集職員として避難所開設を行うため、教育委員会から「ふなばし情報メール」と「市ホームページ」で周知しない。

(2) 登校後の対応
・登校後に「震度５強以上」「大津波警報」「津波警報」が発表された場合には、保護者が来るまで保護し、引き渡しカードに基づき引き渡しを行う。児童生徒だけで下校させない。
・学校は対応について可能な限り保護者に学校の対応をメール配信などで連絡すること。停電や通信障害により、連絡できない可能性がある。

7.　「震度５弱」「津波注意報」「南海トラフ地震臨時情報」における対応

(1) 登校前の対応
・児童生徒の登校前で「震度５弱」「津波注意報」「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、施設や通学路の点検を行い、臨時休業や登校時間を遅らせる等の処置をとる。
・学校は可能な限り保護者に、通常登校、臨時休業、登校時間を遅らせる等の処置についてメール配信などで連絡をすること。停電や通信障害により、連絡できない可能性がある。
・停電や通信障害により連絡できない場合は、臨時休業とする。（児童生徒は学校から連絡があるまで自宅待機のため）
・臨時休業等について、地域によって被害状況が異なるため、教育委員会から「ふなばし情報メール」と「市ホームページ」で周知しない。

(2) 登校後の対応

・登校後に「震度５弱」「津波注意報」「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合には、中学校区の校長が適切な処置を講じ、安全が確保されるまで児童生徒を下校させない。

・学校は可能な限り保護者に学校の対応をメール配信などで連絡すること。停電や通信障害により、連絡できない可能性がある。

・連絡ができない場合は、引き渡しカードに基づき引き渡しを行う。児童生徒だけで下校させない。

※休日の教育活動についても同様の対応とする。

※震度５強等の場合、遠足、修学旅行、体験学習等、原則として延期・中止とする。

※震度５弱等の場合、遠足、修学旅行、体験学習等、原則として延期・中止とするが、該当地（目的地）の安全の確認がとれ、安全が確保される場合には、校長の判断で実施することができる。（旅行会社等との契約においては、震災等に伴う中止等について確認しておく）

共通事項

8. 気象警報及び地震情報の確認方法

(1) 気象庁発表の防災情報を確認する。（テレビ等のメディア、スマートフォン等の携帯電話、インターネット）

(2) ふなばし情報メールに登録し、「ふなばし災害情報」で確認する。

9. 児童生徒の登下校中における対応

(1) 登下校中に自然災害（気象・震災）が起こった場合には「家に帰る」「学校に行く」「家と学校の近い方へ行く」「保護者が家にいない場合は学校へ行く」等の対応を各家庭で確認させる。

(2) 児童生徒が学校に登校してきた場合や引き返してきた場合には、保護すること。学校が保護した場合には、引き渡しカードに基づき引き渡しとする。

10. 給食について

(1) 臨時休業になった場合は中止となる。その際の給食費の返金はしない。
（２０２６年４月より給食費が無償化になっている小学校、小学部は該当しない。）

(2) 臨時休業時の食材の対応については、保健体育課に相談する。

(3) 交通機関の停止等の影響で食材が届かない場合は、示した献立と変更させることも考慮する。（その場合は、保護者にメール配信などできちんと知らせること）

11. 「臨時休業」等の措置報告について

(1) 船橋市立小・中学校・特別支援学校が一斉に「臨時休業」した場合には報告を要しない。

(2) 個別に「臨時休業」及び「時限登校」した場合、小・中学校長は船橋市立小学校及び中学校管理規則第２０条に基づき臨時休業報告書（第３号様式）により指導課に報告する。特別支援学校長は、船橋市立特別支援学校管理規則第７条に基づき臨時休業報告書（第１号様式）により指導課に報告する。

12. 「臨時休業」等に係る出欠席の取扱いについて

(1) 全校休業措置を取った場合

① 「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる。

② 出席簿の扱いについては、出席簿作成要領に基づき、校務支援システムの「カレンダー」画面から、休日設定と休日備考１に事由（「台風のため休業」、「大雨のため休業」等具体的な変災）の登録をすることで、出席簿上に記載する。

(2) 保護者の判断で児童生徒が休んだ場合、又は遅刻・早退した場合

① 「出席停止・忌引等」に該当し、「出席しなければならない日数」を減ずる。

② 出席簿の扱いについては、出席簿作成要領に基づき、校務支援システムの「出席簿」画面から児童等の情報に、欠席は「ト」※特欠　と記入する。遅刻・早退については記入しない。

13. その他

(1) 保護者等には、年度当初等に緊急時の連絡方法なども含め、周知徹底を図る。放課後子供教室及び放課後ルームへの情報提供を徹底する。

(2) 高等学校及び特別支援学校について

「警報等発表時の学校対応表」「地震等発生時の学校対応表」をもとに、独自で基準を定める。